

令和 5 年 7 月 2 5 日
規則第 2 6 号

八代市庁舎内市民交流エリア条例施行規則の一部を改正する規則
八代市庁舎内市民交流エリア条例施行規則（令和 3 年八代市規則第 3 3
号）の一部を次のように改正する。

別表 2 備品等（1 回当たり）の表に次のように加える。

演台（多目的ホール）	1 台	1, 1 0 0 円
------------	-----	------------

附 則

この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。